**障がい児通所支援事業の開始をお考えの方へ**

児童福祉法に規定される障がい児通所支援を提供する事業者・施設は、サービスの種類および事業所ごとに、指定を受ける必要があります。

そのため、八尾市内で障がい児通所支援事業を始める事業者は、事前協議を経た上で、八尾市に申請していただく必要があります。

　事前協議、申請といった手続きをする上で、気を付けていただきたい事項を記載しましたので、ご確認ください。

※同一法人による複数の事業所が一の指定障害児通所支援サービス（障害福祉サービス含む）を実施する場合について（総則に基づくもの）

・同一敷地内（同一建物も同義）において複数の事業所が一の指定障害児通所支援サービスを実施する場合については、一の指定障害児通所支援サービス事業所として取り扱う。

（管理者・児発管等人員を分けた場合も、１の事業所となるので報酬は合計定員区分での請求となります。よって人員をわけても、報酬が変わりません。）

→例：同じ法人で１つの建物内で同じサービスを複数行う場合は１の事業所となります。

（A棟の1号室と2号室に児童発達支援・放課後等デイサービスの多機能事業所（10人）を２か所作る）→合計して１の事業所となり、20人（＝10人×2）の定員区分での報酬請求となる。（※人員を分けても合計定員区分）離れた位置に２つの事業所がある場合は利用者が孤立しないよう、基準より手厚い人員を求める）

１.「定款」又は「寄附行為」について

株式会社、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）等の定款及び登記する「事業」の目的については、以下の例を参考にしてください。（添付書類として提出する定款にも、以下の目的が記載されていることが必要です。）

　「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」（※１）

※１　「障害児通所支援事業」には、「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「居宅訪問型児童発達支援」、「保育所等訪問支援」のすべてが含まれます。

２.申請の流れ

申請から指定までの流れを記載しています。

事前協議（要予約）

（日程については、申請受付スケジュール【指定障がい児通所支援】の

「２　事前協議の受付期間等について」をご覧ください。）

↓

予約受付期間中に申請日時を予約

（日程については、申請受付スケジュール【指定障がい児通所支援】の

「１　指定障害児通所支援事業者の指定申請の申請期間等について」をご覧ください。）

↓

予約した日時に申請書を提出

↓

（申請書受理）

↓

二次審査

↓

現地確認

（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を除く。）

（詳細は、受付時に説明します。）

↓

指定時研修（必ず受講してください。）

↓

指定

注１）　指定は、毎月１日に行う予定です。

注２）　申請受付期間中に指定基準を満たす適正な申請書類が受理され、二次審査の段階でも適正であると認められた場合に限り、翌月の１日に指定されます。あらかじめ予定している事業開始日を見込んで、ゆとりを持って早めに申請するようにお願いします。

注３）　申請時には、申請者（法人）の定款の変更手続きや人員、設備について、事業開始時点の状況が確定していることが原則となります。（例えば、施設等の改修等については、当該改修工事及び付随する建築基準法等関係法令上の手続きや検査、備品の設置等が完了していることをいいます。）３.注意事項

（1）法令の遵守

運営は税金によってまかなわれ、事業者は「公的サービス」を提供することになります。利用者からは公明正大な運営が求められ、基準法令を含む各種の法令やルールを遵守しなければなりません。「知らなかった」では済まされないこともありますので、事業をスタートさせる前に十分に法令等の確認を行い、理解する必要があります。

　（2）関係部署等との事前調整

①利用者のニーズ等の確認

市内の障がい福祉サービスの状況を、障がい者の支給決定等を担当する部署に事前にご確認ください。

②都市計画法に抵触しないかの確認

市街化調整区域等の用途地域で、障がい福祉サービス事業等を行うために事前に開発許可を受けることが必要な場合があります。都市計画法の担当部署に事前にご確認ください。

　　　③**建築基準法に抵触しないかの確認**

事業所として使用する物件については、建築基準法上の要件（採光、換気等）を満たす必要があります。また、延べ床面積が200平方メートルを超える場合は、「用途変更」が必要な場合がありますので、建築基準法の担当部署に事前にご確認ください。

④**消防法に抵触しないかの確認**

物件によっては、自動火災報知設備や誘導灯などの設置工事が必要となる場合があります。また、グループホームや入所支援施設では、利用予定者の障がい区分によっては、スプリンクラー設備等の設置工事が必要となる場合もあります。

指定申請書の提出に際しては、**「防火対象物使用開始届出書（写し）」**の添付が必要ですので、
申請書提出までには消防署の立入検査を終えておくなどの調整をお願いします。

⑤**洪水浸水想定区域と土砂災害計画区域の確認**

水防法と土砂災害防止法が改正され、事業所がこの区域内である場合は、「避難確保計画の作成」と「避難訓練の実施」が義務付けられました。事前に防災計画担当課にご確認ください。
（参考）[八尾市危機管理課「避難確保計画」について](https://www.city.yao.osaka.jp/0000045930.html)

URL：<https://www.city.yao.osaka.jp/0000045930.html>

[国土交通省ハザードマップポータルサイト(外部サイト)](http://disaportal.gsi.go.jp/)
　　　　　　URL：<http://disaportal.gsi.go.jp/>

[八尾市危機管理課「防災マップ](https://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/33-0-0-0-0_28.html)」

URL：<https://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/33-0-0-0-0_28.html>

⑥**近隣住民等への説明**
事業所や施設の設置に際して、工事を伴う場合などは、近隣に対して事前に説明を行ってください。また、自動車での利用者の送迎を予定されている場合なども、事前に説明いただいた方がトラブルの未然防止につながります。

⑦**事業所の名称**事業所名をこれからお考えに場合は、近隣に似たような事業所名がないかどうかご確認ください。
（参考）[障害福祉サービス事業所情報（ワムネット）(外部サイト)](http://www.wam.go.jp/shofukupub/)
　　　　URL：<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

⑧**駐車場の確保**

送迎サービスを提供する場合は、事業所の近隣に駐車場を確保してください。長時間の路上駐車は、近隣に迷惑をかけたり、車の通行にも危険です。

※　路上駐車は、「道路交通法」や「自動車の保管場所の確保等に関する法律」等の法令に抵触する恐れがあります。